

3長第 1047 号
令和4年3月16日

各社会福祉施設団体の長 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
長寿介護課長
(公 印 省 略)

介護保険施設等における高齢者虐待防止に向けた取組みの強化について

平素より県政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年12月24日に、厚生労働省において、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する調査結果が公表され、高齢者虐待は依然として高止まりの傾向にあります。

厚生労働省では、令和3年4月1日より、運営基準の改正が施行され、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施や担当者を定めることを義務付けるなど、虐待防止に向けた取組みを一層強化しておりますので、介護保険施設等におかれましても、類似の高齢者虐待事案が発生することがないよう、虐待防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、参考資料等については、県ホームページに掲載しておりますので申し添えます。

【愛媛県ホームページ】

(検索方法)

「ホーム」>「健康・医療・福祉」>「高齢者福祉」>「虐待防止」>「高齢者の虐待の状況について」